平成２８年（フ）第１３２号
福島市渡利字山ノ下21番地の６　サンライズ山ノ下203号室、従前の住所福島県岩瀬郡鏡石町本町199番地24
債務者　成田　未己（旧姓小林）
１　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
福島地方裁判所

平成２８年（フ）第３６３号
茨城県ひたちなか市田宮原4355番地１　第１田宮原住宅６－１－３号、住民票上の住所茨城県水戸市水府町1407番地の１
債務者　照山　能弘
１　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第１１号
茨城県土浦市板谷７丁目601番地43　フロンティアエステート101号室
債務者　**圓**城寺峰福
１　決定年月日時　平成29年２月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第１号
金沢市新保本１丁目169番地１　サンコーポ102号、従前の住所金沢市二口町ロ26番地
債務者　荒木　敬太
１　決定年月日時　平成29年２月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７号
石川県野々市市本町６丁目３番39号　レオパレスＭ　103号
債務者　園部美弥子
１　決定年月日時　平成29年２月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２００号
長野県木曽郡木祖村大字小木曽2312番地
債務者　深澤　弘志
１　決定年月日時　平成29年２月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２８年（フ）第１７５号
岐阜市今嶺４丁目９番10号（Ｃ－１）
債務者　吉田　明子
１　決定年月日時　平成29年２月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第２４８号
滋賀県草津市野村５丁目22番15号　メゾンＨＩＲＯ　201号
債務者　木下　正人
１　決定年月日時　平成29年２月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１９号
大津市中央２丁目３番26号　５階Ｄ－５、前住所大津市木下町11番37号　２階202号室
債務者　福島　利正
１　決定年月日時　平成29年２月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２３号
大津市本宮２丁目６番45号、前住所大津市本堅田４丁目20番７号　新泉ハイツＡ202（事業所所在地）大津市小野164－８
債務者　カワシマ設備こと　川島　二郎
１　決定年月日時　平成29年２月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
大津地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１４０号
鳥取県鳥取市湖山町西１丁目617番地７
債務者　濱崎　克博
１　決定年月日時　平成29年２月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第７６号
広島市東区戸坂数甲２丁目５番16号
債務者　山﨑　　忍
１　決定年月日時　平成29年２月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１８２号
広島県府中市土生町612番地37
債務者　奥家比佐子（旧姓影山）
１　決定年月日時　平成29年２月15日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２９年（フ）第２号
愛媛県今治市四村183番地３
債務者　越智久美子
１　決定年月日時　平成29年２月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２９年（フ）第３号
福岡県飯塚市枝国406番地２
債務者　上田　敏之
１　決定年月日時　平成29年２月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第８号
福岡県大川市大字小保447番地３（小保団地1811号）
債務者　中村　好丸
１　決定年月日時　平成29年２月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２８年（フ）第４８号
熊本県荒尾市増永2701番地１
債務者　前田　耕作
１　決定年月日時　平成29年２月16日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年４月17日まで
熊本地方裁判所玉名支部